

重要事項説明書

(令和6年4月1日改定)

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 知命堂病院
主たる事務所の所在地	〒943-0834 新潟県上越市西城町3丁目6番31号
代表者（職名・氏名）	理事長 森川 政嗣
設立年月日	明治 4年 4月 1日
電話番号	025-526-2161

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	知命堂病院指定居宅介護支援センター		
サービスの種類	居宅介護支援		
事業所の所在地	〒943-0834 新潟県上越市西城町3丁目6番31号		
電話番号	025-523-8410		
指定年月日・事業所番号	平成11年11月30日指定	1510310319	
管理者の氏名	齊藤 拓志（主任介護支援専門員）		
介護支援専門員	齊藤拓志 山田朋美 小山田匡史 大谷英美子		
通常の実業の実施地域	上越市		

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法やその他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図り、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常 勤	非常勤	計
介護支援専門員	(専従)3名 (兼務)1名 (管理者)	0人	4人

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日 休日：土・日・祝日 特別休日：8月15日・16日（お盆）12月30日～1月3日（年末年始）
営業時間	8：30より17：00まで ※電話連絡は 24時間対応可能 な体制を整えています
緊急 連絡先	025 (523) 8410 090 (1697) 2113 (時間外・事務所不在時は 携帯電話に自動転送 されます)

6. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づきサービス提供されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じ、あなたと事業者との合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- ケアプランに位置づけた指定居宅サービス事業者等についての苦情について相談窓口となり、必要な支援を行い適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請について更新や変更について必要な支援を行います。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その選定や申し込みについて助言や必要な手続きについて支援を行います。
- あなたが医療機関から退院する場合、円滑に退院し在宅生活が再開できるように医療機関と連携して支援を行います。
- あなたのケアプランに医療系サービスを位置付ける場合、主治医に意見を求め、あなたの同意を得たうえで主治医にもケアプランを交付します。
- あなたを支援するうえで知り得た、健康上の問題は主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行い医療機関との連携を図ります。
- あなたは利用を希望する居宅介護サービスについては、利用可能な複数の事業所の紹介を求める事ができます。また、利用する事業所はあなたと相談し適切な事業所を選定しますが、選定の理由について説明を求める事もできます。
- あなたがこれまで障害福祉サービスを利用している場合は、障害福祉制度の相談員と十分連携し、これからの生活に支障が出ないように努めます。
- 居宅介護支援提供の開始に際し、当該居宅介護支援事業所が前6月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と同一事業者によって提供されたものの割合について説明を行います。（別紙 割合説明）
- 事業継続計画（BCP）を策定し、感染症や災害が発生した場合でも継続して居宅介護支援を受けられるように支援をします。

7. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

事業所相談窓口	電話番号 025-523-8410 窓口責任者 齊藤 拓志
---------	----------------------------------

苦情受付機関	上越市高齢者支援課	電話番号 025-526-5111
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. その他の対応

- 高齢者虐待防止に伴う、必要な措置を講じます。
- 身体拘束廃止に伴う、必要な措置を講じます。
- 感染症の発生・まん延予防の為、必要な措置を講じます。

10. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 入院した際は、できる限り早めに担当する介護支援専門員にご一報ください。また、入院中の医療機関に対しても、担当する介護支援専門員の所属、お名前をお知らせください。

11. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、**あなたの自己負担はありません。**ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

【基本利用料】（1か月あたり）

居宅介護支援費Ⅰ

	居宅介護 支援費（i）	居宅介護 支 援費（ii）	居宅介護支 援費（iii）
要介護 1. 2	10,860	5,440	3,260
要介護 3. 4. 5	14,110	7,040	4,220

（注1）改定された場合、基本利用料も自動的に改訂されます。その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）〈介護支援専門員1人あたりの取扱件数〉

支援費（i）：45件未満

支援費（ii）：45件以上 60件未満

支援費（iii）：60件以上

居宅介護支援費Ⅱ

	居宅介護 支援費（i）	居宅介護 支 援費（ii）	居宅介護支 援費（iii）
要介護 1. 2	10,860	5,270	3,160
要介護 3. 4. 5	14,110	6,830	4,100

注3）一定の情報通信機器（人工知能関連技術も含む）の活用又は事務員の配置を行っている事業所

（注4）〈介護支援専門員1人あたりの取扱件数〉

支援費（i）：45件未満

支援費（ii）：45件以上 60件未満

支援費（iii）：60件以上

(交通費)

通常の事業実施地域（上越市）であれば交通費は頂きません。通常の事業実施地域以外で居宅介護支援が必要な場合は交通費の実費を頂きます。自動車を利用する場合は通常の実施地域を越えてから概ね片道1kmごとに20円を負担して頂きます。

【加算】以下の要件を満たす場合、基本利用料に以下の料金が加算されます。

利用料同様、法定代理受領サービスである時は、自己負担はありません。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報 連携加算（Ⅰ）	利用者が病院等に入院する際に、病院等に訪問し、病院等の職員に面談し、必要な情報を提供した場合 （1月につき1回を限度） ※入院初日に情報を提供	2,500円
入院時情報 連携加算（Ⅱ）	利用者が病院等に入院する際に、入院時情報連携加算（Ⅰ）以外の方法で、病院等の職員に対し必要な情報を提供した場合 （1月につき1回を限度） ※入院してから3日以内に情報を提供	2,000円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき3回を限度）	下記に詳細加算額
退院・退所加算Ⅰ （イ）	上記の必要な情報をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	4,500円
退院・退所加算Ⅰ （ロ）	上記の必要な情報をカンファレンスにより1回受けていること	6,000円
退院・退所加算Ⅱ （イ）	上記の必要な情報をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること	6,000円
退院・退所加算Ⅱ （ロ）	上記の必要な情報をカンファレンスにより2回受けていること	7,500円
退院・退所加算Ⅲ	上記の必要な情報を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	9,000円
ターミナルケアマネジメント 加算	在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況などを記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅介護サービス事業者へ提供した場合。	4,000円

通院時情報連携加算	医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師などに心身の状況や生活環境などの必要な情報提供を行い、医師などからの必要な情報を受けたうえで居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合。	500円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1月に2回を限度)	2,000円
特定事業所加算(I)	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	5,190円
特定事業所加算(II)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	4,210円
特定事業所加算(III)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	3,230円
特定事業所加算A	(I)~(III)に当てはまらない場合	1,140円
特定事業所医療介護連携加算	病院との連携や看取りへの対応の状況要件を満たした場合	1,250円
特別地域居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利用者数が20名以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、通常の事業の実施地域外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中度が、正当な理由なく80%を超える場合	2,000円
業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供が行われず、一定の要件に該当した場合	所定単位数の100/1
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止において一定の要件の措置が講じられていない場合。	所定単位数の100/1
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止において一定の要件の措置が講じられていない場合。	所定単位数の100/1